

応用哲学会会則

付則 監事選挙規程

2010年4月4日

- 1 選挙は会員による無記名投票をもって行う。
- 2 投票は学会事務局が作成した投票用紙等によって行う。
- 3 2名以内連記とする。2名を超えて記入したものは無効とする。
- 4 開票は会長から委託された会員若干名の立会いの下で事務局が行う。
- 5 同一会員が理事と監事の両方に選ばれ、かつ理事就任を受諾した場合は、その会員を理事とし、監事には次点者を当てる。
- 6 最下位当選者が複数となった場合は、若年者から順に当選とする。
- 7 当選者が2名未満となった場合、旧理事会は早急に再選挙を行わねばならない。